

諮問日：令和4年9月9日（令和4年度（最情）諮問第11号）

答申日：令和5年2月27日（令和4年度（最情）答申第30号）

件名：級別定数表の「職名」別の予算定員と裁判所データブックに記載されている書記官等の定員がどのように対応しているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「毎年度の級別定数表の「職名」別の予算定員と、毎年の裁判所データブックに載ってある書記官、速記官、家庭裁判所調査官、事務官及びその他の定員がどのように対応しているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年7月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 2 級別定数表とは、最高裁判所が予算の範囲内で職務の級の定数を設定するた

めに毎年度作成している文書であり、職名別に職務の級ごとの定数が記載されている。

級別定数表は、各年度の予算書のうち、裁判所職員予算定員及び俸給額表（以下「予算定員表」という場合はこの表を指す。）に定められた職名別の定員の数値を基礎資料として作成している。

- 3 裁判所データブックとは、最高裁判所が裁判所に関する各種データを一般に公表することを目的として毎年度作成している文書であり、その中に官職名等別に定員が記載されている表（以下「裁判所データブックの表」という場合はこの表を指す。）が存在する。

裁判所データブックの表は、予算定員表に定められた職名別の定員の数値を参考としつつ、裁判所職員定員法改正による定員の増減数を反映するなどして一般に公表するために作成しているものである。

- 4 したがって、級別定数表と裁判所データブックの表とは作成する目的が異なり各数値との間に直接的な対応関係はないことから、その対応関係が分かる文書を作成又は取得する必要がない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年9月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年1月20日 審議
- ④ 同年2月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じた確認の結果は、次のようなものである。まず、級別定数表とは、最高裁判所が予算の範囲内で職務の級の定数を設定することを目的として毎年度作成されている文書であり、職名別に職務の級ごとの定数が記載されている。級別定数表の定数は、各年度の一般予算参照書の予算定員表に定

められた職名別の定員の数値を基礎資料として作成され、級別定数表の職名は、予算定員表の職名と一致する。一方、裁判所データブックとは、最高裁判所が裁判所に関する各種データについて、各種資料等を総合し、一般に公表することを目的として毎年度作成されている文書である。裁判所データブックの表には「裁判所職員（執行官を除く。）の定員」として、「官職名等」欄の「一般職」の項目に「書記官」、「速記官」、「家庭裁判所調査官」、「事務官」及び「その他」の項目ごと定員の記載がある。裁判所データブックの表の定員の数値は、予算定員表に定められた総数及び裁判所職員定員法改正による法律定員の増減数を把握するなど各種資料を総合して作成されている。

上記確認結果を踏まえれば、裁判所データブックの表を作成するに当たっては、級別定数表を参考にするのではなく、予算定員表に定められた職名別の定員の数値を参考にしつつ、裁判所職員定員法改正による法律定員の増減数などを反映して作成されていることが推認される。したがって、級別定数表と裁判所データブックの表は、異なる目的に応じて作成されたものであり、それぞれに記載された各数値の間に直接的な対応関係はないといえることができるから、その対応関係が分かる文書を作成し、又は取得する必要がないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                      高      橋                      滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子